

## さくらい応援クーポン 2026 登録店募集要領

### 1 さくらい応援クーポン 2026 配布事業の概要

- (1) 名称 さくらい応援クーポン 2026 (以下「クーポン」という。)
- (2) 事業主体 桜井市
- (3) 配布対象者 令和 8 年 3 月 1 日において、桜井市の住民基本台帳に記録されている者をいう。
- (4) 配布額 1 人当たり 10,000 円 (共通券 1,000 円券×5 枚及び限定券 1,000 円券×5 枚)。
  - ・共通券：登録店全店で利用可。
  - ・限定券：小規模登録店のみ利用可。
- (5) 利用期間 令和 8 年 5 月 23 日(土)から同年 9 月 30 日(水)まで
- (6) 配布方法 世帯主あてに郵送等により配布する。

### 2 登録店とは

登録店は、「7. 登録店の申請手続きについて」に記載のある登録申請期間内に「さくらい応援クーポン 2026 登録店申込書兼誓約書」(以下「申込書」という。)を提出し、認められた事業所又は店舗(「さくらい応援クーポン 2026 配布事業実施要綱」第 2 条第 3 号の登録店をいう。)をいいます。なお、移動販売車においては、販売元となる店舗が市内にある場合は当事業参加店舗として登録できるものとします。また、登録店の種別については、次の定義とします。

小規模登録店	.....	店舗面積が 500 m <sup>2</sup> 以下の小売店 その他業種(面積要件なし)
その他登録店	.....	店舗面積が 500 m <sup>2</sup> を超える小売店

### 3 登録店の要件

市内に所在する事業所又は店舗のうち、次の (1) から (4) までに該当しない事業所又は店舗。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第 2 条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業、又は設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある営業を行っている事業所又は店舗。
- (2) 特定の宗教・政治団体と関わりがある、又は業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている事業所又は店舗。
- (3) 「5 クーポンの利用対象とならないもの」に記載のある取引のみを行う、又は商品のみを取り扱う事業者の店舗。
- (4) 事業関係者等が暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。)、暴力団員(同条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者に該当する事業所又は店舗。

#### 4 取り扱いにおける厳守事項

- (1) 一度登録店として登録されると、原則として登録期間中の登録取消しはできません。
- (2) セール等では利用できないなど、独自の利用制限を設けることは禁止します。
- (3) クーポンは、利用者への物品の販売又はサービスの提供などの取引において利用可能です。
- (4) クーポンの現金への換金や、利用されたクーポンの再利用はできません。
- (5) クーポンは取引金額 1,000 円ごとに 1 枚利用でき、1,000 円未満の取引には利用はできません。
- (6) 利用期間を過ぎたクーポンの受け取りはできません。

#### 5 クーポンの利用対象とならないもの

- (1) 家賃・地代・駐車料等の支払い
- (2) 現金との換金、金融機関への預け入れ
- (3) たばこ事業法（昭和 59 年法律第 68 号）第 2 条第 3 号に規定する製造たばこの購入
- (4) 有価証券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカード等の換金性が高いものの購入
- (5) 転売を目的とした商品等の購入
- (6) 事業上の取引（商品仕入れ等）
- (7) 性風俗関連特殊営業への支払い
- (8) 娯楽業（パチンコホール、ゲームセンター、麻雀店、その他遊技場等）の支払い
- (9) 出資又は債務の支払い（税金、振込手数料、水道料金等）
- (10) 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- (11) その他市長が不相当と認めるもの

#### 6 登録店の責務等

- (1) 登録店であることが利用者に明確となるよう、さくらい応援クーポン 2026 登録店証明書及び啓発ポスター等を掲示してください。
- (2) 利用者が持ち込んだクーポンを受け取る際、問題がないか十分確認してください。偽造されたクーポンであると判別した場合は、クーポンの受け取りを拒否するとともに、その事実を桜井市商工振興課まで報告してください。
- (3) 各登録店において、利用期間中の商品の販売、サービスの提供等の取引にあたり、特定取引において利用者から受け取ったクーポンのみ換金の対象とします。
- (4) クーポンの交換及びクーポンを事業上の取引（商品仕入れ等）には使用しないでください。
- (5) 利用者から受け取ったクーポンの紛失や盗難、毀損、換金期限切れ等による損失は登録店の責任において負担するものとします。

## 7 登録店の申請手続きについて

### (1) 申請方法

この募集要領に同意の上、申込書に必要事項を記入し、必要書類(営業許可書の写し及び通帳の写し)を添えて申請先まで提出してください。

複数の店舗を申し込む場合は店毎の申請が必要です。申込書の様式は桜井市ホームページから入手してください。

**申請先 ⇒ 桜井市商工会**

**〒633-0063 桜井市大字川合 260 番地の 2 TEL : 0744-43-0131 FAX : 0744-45-2864**

### (2) 登録申請期間

第1回締め切り：令和8年3月13日(金)17時(必着)

※締め切りまでに申請を受け付けた店舗のみ、クーポンに付随する「さくらい応援クーポン2026登録店一覧表」に掲載するとともに、桜井市と桜井市商工会のホームページで「さくらい応援クーポン2026登録店一覧表」として掲載します。

第2回締め切り：令和8年9月24日(木)17時(必着)

※第2回締め切りまでに申請を受け付けた店舗については、随時、桜井市と桜井市商工会のホームページで「さくらい応援クーポン2026登録店一覧表」として掲載します。

### (3) 申請後について

申込のあった店舗については、申込書の内容を審査の上、登録店として承認し、さくらい応援クーポン2026登録証明書及び啓発用ポスターを送付します。登録不可である場合はその旨を通知します。

### (4) その他

申込書の記載内容について疑義があるときは、聞き取り調査及び関係資料の提出を求める場合があります。

## 8 クーポンの換金について

### (1) 換金請求期間

令和8年6月1日(月)から同年10月30日(金)まで

(平日の9:00から17:00まで。ただし、土・日・祝日は除きます。)

※請求期間の末日(令和8年10月30日(金))を過ぎての換金には応じられません。

### (2) 換金方法・振込等

○桜井市商工振興課(本庁舎2階)に、クーポン及びさくらい応援クーポン2026換金請求書を持参してください(郵送不可)。換金請求書は桜井市ホームページから入手してください。

○期間内においては、複数回の換金請求が可能です。

○事務処理完了後、登録店が登録の際に記載した口座に、桜井市から随時(請求から概ね3週間後)振込を行います。

## 9 登録店の取消等

この「募集要領」に違反する行為が認められた場合は、換金を停止するとともに登録店の承認を取り消し、桜井市ホームページで事業者名及び店舗名を公表します。なお、当該登録店においてクーポンが利用された取引に係る全額については、当該登録店が負担するものとします。また、そのことにより、当該登録店が被った損害については、桜井市は一切責任を負いかねます。

### 【問い合わせ先】

〒633-8585 奈良県桜井市大字栗殿 432 番地の 1

桜井市役所 まちづくり部 商工振興課

TEL : 0744-42-9111(内線 3671・3681) FAX : 0744-48-0271

桜井市ホームページ : <https://www.city.sakurai.lg.jp>

受付時間 平日 8 : 30~17 : 15 (土・日・祝日は受付していません。)

※登録店の申請に関する問い合わせは、桜井市商工会 (TEL : 0744-43-0131 FAX : 0744-45-2864)